

令和7年度 ～TSUNAGARU Hitachinaka～ 絆構築プロジェクト業務委託

仕様書

1. 業務名

令和7年度 ～TSUNAGARU Hitachinaka～ 絆構築プロジェクト業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3. 業務の目的等

進学等に伴い市外・県外に転出した学生や、都市部学生等から参加者を募集し、学生の関心の高いSDGsと関連させながら、市内企業（オーナー企業）へのインターンシップや本市の課題解決フィールドワーク等を展開する。こうした活動の中で、市民・地域と多様な関係性を構築することにより、本市の魅力を再認識するとともに、学生自身が今後の働き方や生き方を見つめることができるような機会とするだけでなく、参加学生と継続的なコミュニケーションが取れる対面での交流の場を創設し、UIJターンやシビックプライドの醸成、関係人口の創出、ゆるやかで継続的なコミュニティの形成等に結び付ける。

4. 業務内容

(1) 企画・運営

課題を抱える市内企業・地域団体や地域コーディネーター等と連携し、学生が地域の課題解決を図りながら、事業目的を達成するプロジェクトを実施すること。また、参加学生と継続的なコミュニケーションが取れる対面での交流の場の創設についても、提案等を行うこと。

(2) 実施内容等

- ・参加する学生の人数は12人程度とし、市内出身者6人程度、市外出身の都市部学生等6人程度とする。
- ・インターンシップやフィールドワーク、ワークショップ等を組み合わせて実施し、全体として5回（5日）以上実施する。（オンライン等での実施も可能とする。）
- ・本市や東京でワークショップ等を実施する際は、参加者の状況に応じて、バスの送迎等を行うこと。

(3) プロモーション等

- ・当該取組を紹介する市公式ウェブサイトや告知用のビジュアルを制作すること。
- ・都市部学生の申込者を募るための集客PRを行うこと。
- ・市内出身の転出学生への支援事業「学生エール便事業」にあわせて集客PRをするためのチラシ制作及び印刷（1,000枚）を行うこと。

5. 実施スケジュール

4－(1)～(3)に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期については、ひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年条例第2号）を遵守するものとする。

7. 成果品

(1) 受託者は、次の成果品をひたちなか市に提出すること。

・実施報告書（紙媒体3部及び電子データ）

※電子データは、CD-ROMやUSBメモリースティック等の電子媒体で提出すること。

8. 成果品の権利関係

(1) 本業務の履行における成果品の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。

(2) 成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受注者は当該著作物に係る受注者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受注者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

9. 留意事項

(1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。

(3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。

(4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

(5) 本仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。